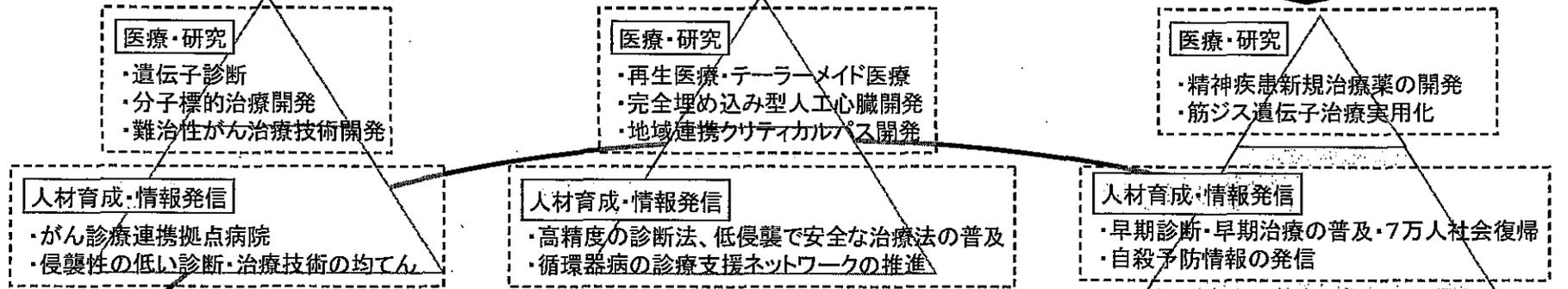
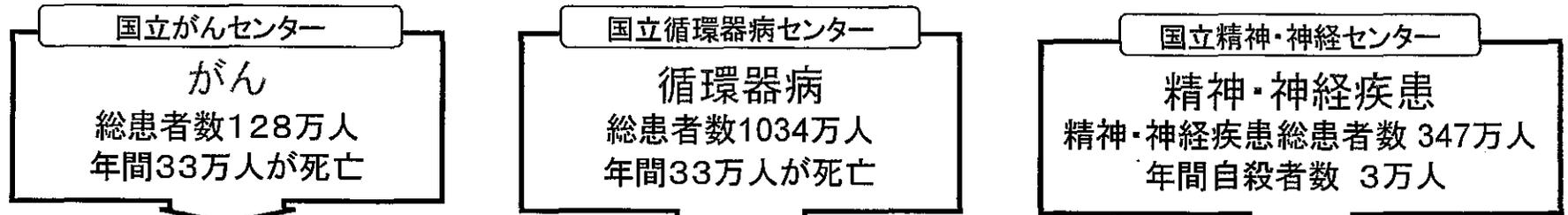
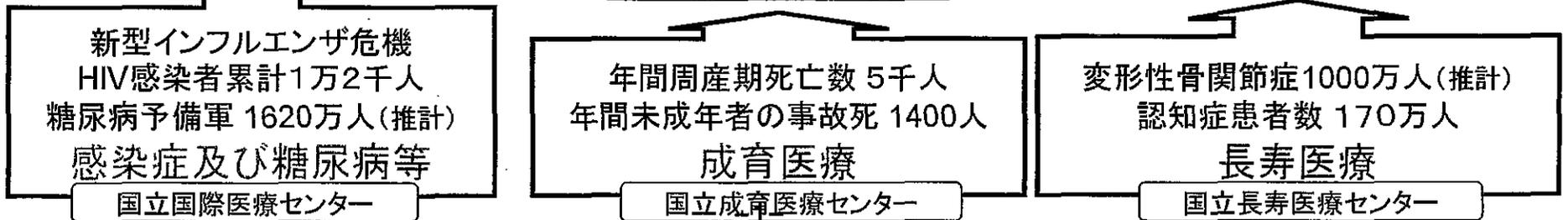
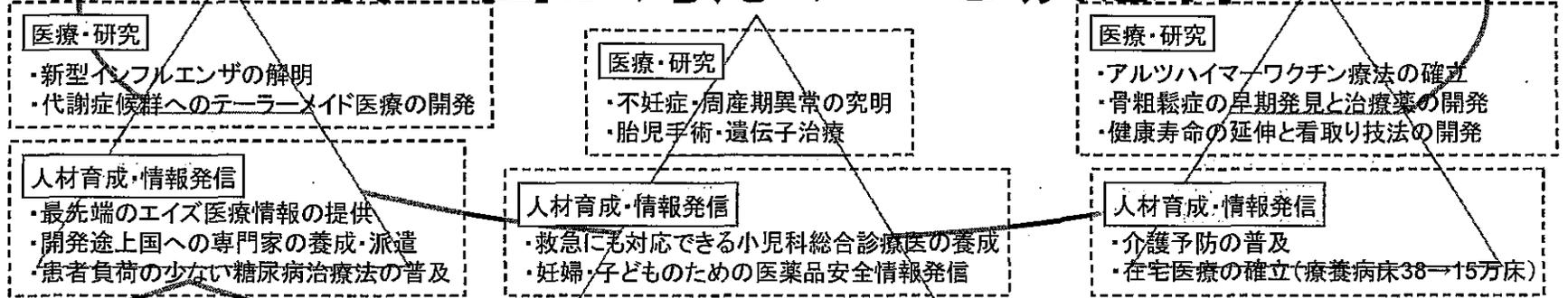


主な医療政策において
国立高度専門医療センターの果たしている
主な役割

国立高度専門医療センター(ナショナルセンター)を 中核に取り組み主な医療課題



我が国が対応すべき疾患群



主な医療施策においてNCの果たしている主な役割(現状)

①国立がんセンター

政策医療分野	がん	<p>がんは、昭和 56 年より我が国の死亡原因の第1位であり、現在では年間約 30 万人の方が亡くなっている。これまで、昭和 59 年度から3次にわたるがん戦略事業を推進しているところである。</p> <p>「健康日本21」では、がんの一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、がんの検診の受診者等について目標を設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、がん対策として5年生存率の20%改善を目標に掲げている。またがん対策基本法が平成 19 年 4 月に施行されたところであり、がん対策基本計画の策定が予定されている。</p>	
国の責務	<p>がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号) (国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示第七十号)</p> <p>二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割</p> <p>1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県がそれぞれ次のとおり行うこととする。</p> <p>(一)国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、僻地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業について調査及び研究を行い、疾病または事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。</p>		
施策概要	施策の基礎となる法令、指針等	国の役割等とNCの位置づけ	NCの実施している主な事業
	<p>(医療)</p> <p>がん対策基本法(以下「法」という。) 第 15 条第 2 項</p>	<p>(医療)</p> <p>・国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、<u>国立がんセンター</u>、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(医療)</p> <p>○がん医療の標準化・均てん化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の知見に基づいた標準的治療の開発・実践・普及 ・外来通院治療などの効率的・効果的ながん医療の実践と普及 ・がん医療を行う医療機関の連携促進 ・がん医療の質の管理の推進

	<p>第 16 条</p> <p>・「新健康フロンティア戦略」(平成 19 年 4 月 18 日新健康フロンティア戦略賢人会議)</p> <p><u>(研究)</u> 健康増進法第 16 条</p>	<p>・国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること</p> <p>・がん医療の提供体制の充実 がんは日本人の死亡原因の一位であり、平成 18 年に制定された「がん対策基本法」により、がんの予防から治療の向上、患者の生活の質(QOL)の確保が求められている。</p> <p>① オペ中心の治療から集学的治療への転換の推進 ② 除痛、緩和ケアの推進と QOL の確保</p> <p><u>(研究)</u> ・国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病(以下単に「生活習慣病」という。)との</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔病理診断支援の実施 ・ 遠隔画像診断支援の実施 ・ 放射線治療治療品質管理の実施 <p>・ がん患者に対する緩和医療の提供と療養生活の質の向上と普及</p> <p><u>(研究)</u> ○がんの実態把握と有効な予防法の開発と実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域がん登録に基づくがん発生状況の把握 ・ 生活習慣とがん発生との因果関係の解
--	---	--	--

	<p>法第 17 条第 2 項</p> <p>法第 18 条</p> <p>法第 18 条第 2 項</p>	<p>相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。</p> <p>・国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする</p> <p>・国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がんの実態把握としての地域がん登録の支援 ・ がんの罹患、転帰などの現状把握を推進するための院内がん登録等の体制整備 <p>○革新的ながんの予防法、高度先駆的ながんの診断や治療等の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がんの本態解明とその知見に基づく予防・診断及び治療法の開発 ・ がんの本態(原因)解明に基づく予防方法の研究開発 ・ 死亡率減少効果の実証に基づくがん検診方法の研究開発 ・ 基礎的研究成果や最先端技術を応用した新しい診断および治療技術の開発と積極的臨床導入 <p>○我が国における臨床試験の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治験・研究者主導臨床試験の推進 ・ 研究者主導多施設共同臨床試験のデータセンターの整備・運用とそれに通じた臨床試験の質(科学性・倫理性)の向上
--	--	--	--

	<p>新たな治験活性化5ヵ年計画</p> <p>第3期科学技術基本計画</p> <p>法第13条</p> <p>・「新健康フロンティア戦略」</p>	<p>・中核病院・拠点医療機関の体制整備</p> <p>「ライフサイエンス分野」において戦略重点科学技術として「臨床研究・臨床への橋渡し研究」が選定されており、「臨床研究推進のための体制整備」として</p> <p>① 支援体制等の整備・増強</p> <p>② 臨床研究者・臨床研究支援人材の確保と育成</p> <p>③ 研究推進や承認審査のための環境整備</p> <p>を行うよう求められている。</p> <p>・がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・「女性がん」への挑戦</p> <p>①乳がん検診の有効性に関する研究の推進</p>	<p>○がん検診にかかる研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がん検診の有効性評価とそれに基づくガイドラインの作成と定期的更新 ・ がん検診の精度管理向上に関する研究 ・ 有効ながん検診法の開発 ・ 検診率向上のための方策開発 ・ 遺伝多型などのゲノム情報に基づいたがんの高リスク群の検索 ・ ヒト及び及び動物モデルの解析による、発がん感受性要因(がん易罹患性要因)の探索 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳がんの個別化医療の開発、乳がんの発がんリスクの研究等
--	--	--	--

		<p>②がんの研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策の一層の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①がんの早期発見の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 「安心・身近な」がん検診の普及推進 (PET・MRI、超音波エコー等を用いた有用な早期診断技術の研究開発) ②がん医療の提供体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ア オペ中心の治療から集学的治療への転換の推進 (個人の特性に応じた治療効果と生活の質(QOL)を両立する観点からのピンポイント治療の研究開発と普及) ・国立高度専門医療センター等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の施設(医療クラスター(仮称))の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。 ・国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療技術実用化総合研究事業・臨床研究基盤整備推進研究により、「新たな治験活性化 5 年計画」でいうところの中核病院として臨床研究に関する人材育成と教育・施設整備を実施中 ・ 医師主導治験7試験(終了1, 実施中2 試験、計画 4;うち 6 試験は当センターが調整医師業務等の中核機能を担っている)の実施により、企業論理とは独立して国民の未承認薬へのアクセス機会の提供 ・ 多数の国際共同治験(平成 19 年度新規 4 試験、継続 11 試験)実施の実績を踏まえ、国際共同治験推進の旗振り役として機能
--	--	--	---

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> 法第14条</p> <p>法第16条</p> <p>法第17条</p>	<p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター</u>等を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p>医療クラスター、治験中核病院・治験拠点医療機関等について、共通のネットワークを形成し、臨床への橋渡し研究や治験・臨床研究の計画が実施されるよう調整される体制を構築する。</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保すること</p> <p>・がん患者及びその家族に対する相談支</p>	<p>・医療技術実用化総合研究事業・臨床研究基盤整備推進研究により、「新たな治験活性化5か年計画」でいうところの中核病院として臨床研究に関する人材育成と教育・施設整備を実施中</p> <p>・日本医師会治験促進研究事業による医師主導治験を当該事業による大規模治験ネットワーク参加医療機関を束ねて実施(終了1 実施中1 計画中2)</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>○がん医療を推進する人材育成</p> <p>・高度先駆的ながん医療技術の開発とその基礎を担う人材育成</p> <p>・専門的知識・技術を有する医療従事者の育成(がん診療に従事する医師、看護師等の国主催の研修。放射線治療計画に係る研修、がん登録実務者研修等)</p> <p>・がん患者の療養生活の質の向上にかかる人材の育成(相談支援センター相談員講習会)</p> <p>・がん対策情報センターによる相談支援</p>
--	---	---	---

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略</p> <p><u>(情報発信)</u> 法第 17 条</p> <p>法第 12 条</p> <p>・「新健康フロンティア戦略」</p>	<p>援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・関連する人材の育成・確保 大学等において、医師等の医療職に対し、臨床研究に係る教育の機会の確保・増大をはかる。 臨床研究コーディネーター等、臨床研究を支援する専門家の育成をはかる。 臨床研究コーディネーター等については、新規に3,000人の養成を行う。</p> <p><u>(情報発信)</u> ・国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずる</p> <p>・国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・乳がんや乳がん検診についての普及啓発 ②「20歳からの子宮がん検診」などの普及 ③がん患者に対する相談及び支援</p>	<p>・中央病院遺伝相談外来「がんと遺伝子の相談室」</p> <p>・医療技術実用化総合研究事業・臨床研究基盤整備推進研究により、「新たな治験活性化 5 年計画」でいうところの中核病院として臨床研究に関する人材育成と教育・施設整備を実施中</p> <p><u>(情報発信)</u> ○がん医療にかかる情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策情報センターにおけるがん医療等にかかる情報収集及び提供 ・がん罹患率、生存率に関する正確な情報の収集及び提供 ・科学的根拠に基づいたがん予防法の評価とその情報提供 ・科学的根拠に基づいたがん検診の有効性評価とその情報提供
--	--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・がんの早期発見の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①「安心・身近な」がん検診の普及推進 ア がん検診の正しい情報の発信、啓発 ・がん医療の提供体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①オペ中心の治療から集学的治療への転換の推進 ア放射線治療、化学療法に関する人材育成、普及推進 ②除痛、緩和ケアの推進とQOLの確保 ア医師に対する研修、普及啓発等 ・世界に先駆けて超高齢化社会に突入する日本において、その基盤となる研究開発力の向上を図る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ⑤人材の育成 ア 医師を補助し、研究を支援する人材の養成・活用を促す(CRC、生物統計家等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療技術実用化総合研究事業・臨床研究基盤整備推進研究により、「新たな治験活性化 5 力年計画」でいうところの中核病院として臨床研究に関する人材育成と教育・施設整備を実施中
--	--	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

②国立循環器病センター

政策医療分野	循環器病	<p>循環器病は、患者数、医療費、国民の死亡原因として上位を占めるのみならず、後遺障害により生活の質(QOL)を著しく低下させること等により、社会活動や国としての発展性にも大きな影響を及ぼすことから、その克服のための対策が重要視されている。</p> <p>健康日本21において、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見等について目標が設定されており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、心疾患及び脳卒中对策としてそれぞれ死亡率の25%改善を目標に掲げている。</p>	
国の責務	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号) (国の責務) 第三条 国は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号) (国の責務) 第三条 国は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示第七十号) 二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割 1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県がそれぞれ次のとおり行うこととする。 (一)国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、僻地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業について調査及び研究を行い、疾病または事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。</p>		
施策概要	<p>施策の基礎となる法令、指針等 <u>(医療)</u> ・「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)</p>	<p>国の役割等と NC の位置づけ <u>(医療)</u> ・脳死者の身体から摘出された臓器の移植の実施は、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定</p>	<p>NC の実施している主な事業 <u>(医療)</u> ・臓器移植ネットワークにおける移植施設として登録され、法に基づく心臓移植の約半数(21/43)を実施</p>

<p>・健康フロンティア戦略</p> <p>・新健康フロンティア戦略(平成 19 年 4 月 18 日 新健康フロンティア戦略賢人会議)</p> <p><u>(研究)</u> 健康増進法第 3 条</p> <p>・「健康日本21」中間評価報告書</p> <p>・難病対策要綱</p>	<p>・救急医療体制の整備 CCU(心疾患集中治療室)・SCU(脳卒中集中治療室)整備</p> <p>・脳卒中・心筋梗塞等の急性期リハビリテーションの推進</p> <p>・発症後直ちに専門的な治療が受けられる体制の整備</p> <p>・脳卒中、心筋梗塞等の治療の推進</p> <p>・糖尿病から脳卒中、心筋梗塞、腎不全等の合併症への移行の阻止</p> <p><u>(研究)</u> 国及び地方公共団体は、・・・健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進・・・に努めなければならない。</p> <p>・循環器病に関する研究の推進や調査の実施による科学的根拠に基づく循環器病対策の推進</p> <p>・調査研究の推進</p>	<p>・超急性期や重篤症例にも適応可能な脳卒中・心疾患・血管疾患等に対する高度救急・集中治療システムの確立と普及</p> <p>・循環器救急医療のモバイルテレメディスンシステム開発(情報連携による院外死防止)</p> <p>・循環器疾患の超急性期からのリハビリテーション法の確立と普及</p> <p><u>(研究)</u> ・循環器病研究委託費による研究の実施</p> <p>・循環器分野の難病の原因究明・治療法開発(特発性拡張型心筋症、原発性肺高血圧症等)</p>
---	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな治験活性化5カ年計画 ・医療機器産業ビジョン「国際競争力強化のためのアクションプラン」 ・健康フロンティア戦略 ・新健康フロンティア戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核病院としての治験を含む臨床研究推進体制の整備 ・医工薬連携の強化 ・心疾患・脳卒中・糖尿病の画期的な予防・診断・治療法の開発 ・再生医療技術等の研究開発のさらなる推進 ・個人の特徴に応じた治療(テーラーメイド治療)の研究開発・普及 ・脳と心臓のダメージを最小限に抑えるための治療方法の開発 ・国立高度専門医療センター等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の施設(医療クラスター(仮称))の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模治験ネットワーク参加や医師主導型治験実施(ヘパリン起因性血小板減少症の薬物治療)と評価 ・臨床研究基盤整備事業 ・国立循環器病センター研究所に先進医工学センターを設置。医学・工学・薬学等の人材が集積するとともに、企業との連携を一層強化して、高度先進医療機器開発及び実用化を推進 ・重症循環器病の画期的診断・治療技術の開発 ・治療困難患者に対する心臓弁・心筋・血管再生医療の推進
--	---	---	--

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> 健康増進法第3条</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <p>・国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p> <p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、NCを中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・国立高度専門医療センター等を中心とした医療クラスター、中核病院、拠点医療機関との連携強化等の臨床研究・治験環境の整備を通じて、国際共同治験に組み込まれる環境を整備する。</p> <p>・医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・国は、・・・人材の養成・資質の向上・・・に努めなければならない。</p> <p>・医、薬、理、工学が連携した教育研究の取り組みを支援する。</p> <p>・医師を補助し、研究を支援する人材の養成・活用(臨床試験コーディネーター、</p>	<p><u>(研修)</u></p> <p>・レジデント・専門修練医研修</p> <p>・循環器病診療に従事する医師、看護師技師等の国主催の研修</p> <p>・独自に専門看護師(CVEN)を認定</p>
--	--	---	--

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略</p> <p><u>(情報発信)</u> 健康増進法第3条</p> <p>・健康日本21</p>	<p>生物統計家等)</p> <p>・関連する人材の育成・確保 大学等において、医師等の医療職に対し、臨床研究に係る教育の機会の確保・増大を図る。 臨床研究コーディネーター等、臨床研究を支援する専門家の育成を図る。 臨床研究コーディネーター等については、新規に3,000人の養成を行う。</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・国は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報収集・整理・分析・提供、…に努めなければならない。</p> <p>・循環器疾患対策に関する知識の普及啓発</p>	<p><u>(情報発信)</u></p> <p>・循ネット(「循環器病診療総合支援全国ネットワークシステム」運用、次世代ネットワークシステムへの移行</p> <p>・循環器病情報サービス(センターホームページ内)</p>
--	---	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

③国立精神・神経センター

<p>政策医療分野</p>	<p>精神疾患(発達障害・自殺対策を含む)</p>	<p>「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策を推し進めていくため、平成16年9月の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、国民各層の意識の変革や精神病床の機能分化・地域生活支援体制の強化等、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を今後10年間で進めることとしている。</p> <p>「精神保健医療福祉の改革ビジョン」は、平成26年までの達成目標として、精神疾患についての認知度を90%以上、各都道府県の平均残存率(1年未満群)を24%以下、退院率(1年以上群)を29%以上とすることとしている。</p> <p>また、人口10万人当たりの自殺死亡率も欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にある。自殺の対策についても、平成18年10月に施行された自殺対策基本法に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等に対する支援の充実に努めているところ。</p> <p>さらに、発達障害は、人口に占める割合は高いにもかかわらず、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされておらず、家族は、地域での支援がなく大きな不安を抱えている状況を鑑み、平成18年4月に施行された発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、子育てに対する国民の不安の軽減等に努めているところ。</p>
<p>国の責務</p>	<p>精神保健福祉法(平成十八年法律第九四号) (国及び地方公共団体の義務)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。</p> <p>自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号) (国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する</p>	

	<p>責務を有する。</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法第百十号) (医療の実施)</p> <p>第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。</p> <p>障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) (市町村等の責務)</p> <p>第二条</p> <p>3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</p> <p>発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) (国及び地方公共団体の責)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする</p> <p>2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。</p>		
<p>施策概要</p>	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・精神保健福祉法第2条</p>	<p>国の役割等とNCの位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上の</p>	<p>NCの実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・精神疾患、発達障害に係るモデル的医療の実践・普及(ACT、チームによる退院促進等)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害支援法第3条 ・新健康フロンティア戦略(平成19年4月18日新健康フロンティア戦略賢人会議) ・医療観察法第81条 ・精神保健医療福祉の改革ビジョン ・自殺対策基本法第14条 	<p>ための施策を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。 ・発達障害児等を支援する体制の構築 ・厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。 ・精神病床の機能分化と地域医療体制の整備 ・入院形態ごとの適切な処遇の確保と精神医療の透明性の向上 ・国民の心の健康の保持に係る体制の整 	<ul style="list-style-type: none"> ・先端医療の普及の促進(DNA診断、認知症及び統合失調症の早期診断等、遺伝子カウンセリング等) ・専門医療の普及を促進(難治性の統合失調症、うつ病、児童思春期精神疾患、薬物依存、学習障害等) ・発達障害の診断・治療・支援 ・指定入院医療機関として、医療観察法病棟の適切な運営
--	--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策基本法第 15 条 ・「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」(自殺対策関係省庁連絡会議) ・新健康フロンティア戦略 <u>(研究)</u> ・精神保健福祉法第 2 条 ・自殺対策基本法第 11 条 	<p>備に必要な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神科医の診療を受けやすい環境の整備等必要な施策 ・自殺の危険性が高いとされるうつ病等の患者が早期に医療を受けることの体制や精神科救急体制の整備 ・うつの早期発見・早期治療の推進 地域での理解の促進、相談・治療体制の整備 <u>(研究)</u> ・精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。 ・国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ病に関する専門医療の普及を促進 <u>(研究)</u> ・精神・神経疾患研究委託費 ・乳幼児期から児童・思春期、成人期、老年期に到るまでの種々の社会医学的研究及び精神保健福祉関連研究の実施 ・精神医療の退院促進及び地域包括ケア(ACT)の開発 ・自殺対策のための戦略研究 ・一般診療科と精神科との連携強化システムの構築に関する研究 ・心理学的剖検に関する研究 ・自殺未遂者・遺族ケアに関する研究
--	---	--	--

	<p>・発達障害支援法第 24 条</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p> <p>・「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」(平成 19 年 4 月 26 日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p>・「健康日本21」中間評価報告書 (休養・こころの健康づくり)</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>・発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行う。</p> <p>・認知症対策の一層の推進 (1) 認知症発症の早期発見、症状の進行の防止</p> <p>・うつ対策の一層の推進 (1) うつの早期発見・早期治療の推進 ③早期診断技術の研究開発、実用化 ④個人の特徴に応じた治療(テーラーメイド治療)の研究開発、普及 (2) うつの治療・社会復帰の促進 ③社会復帰プログラムの研究開発普及</p> <p>・「3. 臨床研究・治験環境の整備 (2) 医療クラスター(仮称)の整備 国立高度専門医療センターを中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター(仮称)を整備する。」</p> <p>・自殺の実態や要因の調査分析を多角的に進めることが必要</p> <p>・重点的な推進が必要と考えられる領域については、国立高度専門医療センター</p>	<p>・発達障害の原因の究明及び治療法等に関する研究</p> <p>・難治性の統合失調症、うつ病等のモデル医療の開発</p> <p>・未承認薬剤の治験拠点(統合失調症、うつ病等)</p>
--	---	--	---

	<p><u>(研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策基本法第 13 条 ・医療観察法第 81 条 ・発達障害者支援法第 23 条 	<p>等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画期的治療法をもたらす技術(個人の遺伝子情報に基づいた予防・診断・治療法の開発、がん、認知症、精神疾患、運動器疾患等、治療法がない領域における画期的医薬品・医療機器の開発等) ・精神・神経疾患や認知症の克服技術 <p><u>(研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策 ・厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない ・国及び地方公共団体は、発達障害者に 	<p><u>(研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患及び発達障害の専門医及び専門家の養成(レジデント、研究者等) ・自治体職員の精神保健技術研修 ・自殺対策企画研修 ・医療観察法病棟運営スタッフの育成 ・医療観察法各種ガイドライン等に対する提言 等 ・発達障害に関する研修
--	--	---	---

	<p>・「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」(自殺対策関係省庁連絡会議)</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・精神保健福祉法第2条</p> <p>・自殺対策基本法第11条</p> <p>・自殺対策基本法第12条</p>	<p>対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進</p> <p>・自殺予防総合対策センター等で研修事業を行い、公的機関や、民間団体の資質の向上を促す。</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。</p> <p>・自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析、提供を推進する。</p> <p>・国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・自殺予防総合対策センターでの地域保健指導者研修や自殺関連相談員研修</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・診断・治療ガイドラインの策定と公表(統合失調症、気分障害、摂食障害、PTSD、アルコール依存、ADHD等)</p> <p>・各種公開講座の開催</p> <p>・(※1)自殺予防総合対策センターの設置及びその運営</p> <p>・(※2)自殺予防総合対策センターHP「いきる」等を通じた情報提供・支援</p> <p>(※1)、(※2)</p>
--	--	---	---

	<p>・自殺対策基本法第 16 条</p> <p>・「自殺に関する総合的対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」(平成 17 年 7 月 19 日参議院厚生労働委員会)</p> <p>・「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」</p>	<p>・自殺をする危険性が高い者を早期に見し、相談その他の自殺の発生を回避するための体制整備及び必要な施策</p> <p>・情報の収集・発信等を通じ、関係府省が行う対策を支援、促進し、地方公共団体や日夜相談業務等に携わっている民間団体等とも密接に連携を取りながら、総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター(仮称)」を設置すること。</p> <p>・効果的な自殺予防対策を確立するため、自殺問題に対する調査研究や情報収集・発信等を行う拠点機能の強化を図るとともに、自殺の原因について、精神医学的観点のみならず、公衆衛生学的観点、社会的・文化的・経済的観点等からの多角的な検討を行い、自殺の実態の解明に努めること。</p> <p>・自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析、提供を推進する。</p> <p>・自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発</p>	<p>(※1)、(※2)</p> <p>(※1)、(※2)</p> <p>(※1)、(※2)</p>
--	---	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療福祉の改革ビジョン ・発達障害支援法第十九条第二項 ・発達障害者支援法第二十一条 ・新健康フロンティア戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患に関する基本的な情報の提供を通じた主体的な理解を促進 ・精神疾患の正しい理解に基づく態度の変容や適切な行動を促進 ・国及び地方公共団体は前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。 ・国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。 ・発達障害児等に関する国民全体の理解の促進 	
--	---	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

③国立精神・神経センター

政策医療分野	神経・筋疾患	神経・筋疾患は、対象疾患の多くが難病としても指定されていることから、神経・筋疾患対策は難病対策の枠組みの一部として行われることが多い。また、新健康フロンティア戦略では、人間活動領域の拡張に向けた取組みにおいて行う先進的予防・診断・治療技術の開発の例として、神経疾患を挙げている。		
国の責務	難病対策要綱(抄) (昭和47年10月)いわゆる難病については、従来これを統一的な施策の対策としてとりあげていなかったが、難病患者のおかれている状況にかんがみ、総合的な難病対策を実施するものとする。…対策の進め方としては、次の三点を柱として考え、このほか福祉サービスの面にも配慮していくこととする。(1)調査研究の推進 (2)医療施設の整備 (3)医療費の自己負担の解消			
施策概要	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u> ・難病対策要綱</p> <p><u>(研究)</u> ・難病対策要綱</p> <p>「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略」(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p>・新健康フロンティア戦略(平成19年4月18日新健康フロンティア戦略賢人会議)</p>	<p>国の役割等と NC の位置づけ</p> <p><u>(医療)</u> ・医療施設の整備</p> <p><u>(研究)</u> ・調査研究の推進</p> <p>国立高度医療センターを中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター(仮称)を整備する。</p> <p>・特に、重点的な推進が必要と考えられる領域については、国立高度専門医療センター等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等</p>	<p>NC の実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u> ・神経・筋疾患のモデル的医療の実践・普及 ・重症心身障害児ネットワーク等政策医療ネットワーク</p> <p><u>(研究)</u> ・神経・筋疾患の原因究明・治療法開発</p> <p>・遺伝子治療等トランスレーショナルメディシンの推進(筋ジストロフィー、パーキンソン病等)</p> <p>・未承認薬剤の治験の拠点</p>	

	<p><u>(研修)</u> ・難病対策要綱</p> <p><u>(情報発信)</u></p>	<p>の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <p><u>(研修)</u> ・地域における保健医療福祉の充実・連携</p> <p><u>(情報発信)</u></p>	<p><u>(研修)</u> ・神経・筋疾患、発達障害に係る専門医及び専門家の養成(レジデント、研究者等)</p> <p><u>(情報発信)</u> ・診断・治療ガイドラインの策定と公表 ・各種公開講座の開催</p>
--	---	--	--

主な医療施策においてNCの果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

政策医療分野	内分泌・代謝疾患	健康日本21において、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見及び治療の継続について掲げている。健康フロンティア戦略においては、糖尿病について発生率の20%減少を目標に掲げている。また、新健康フロンティア戦略においても、メタボリックシンドローム対策、糖尿病予防が掲げられている。	
国の責務	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号) (国の責務)</p> <p>第三条 国は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示第七十号)</p> <p>二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割</p> <p>1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県がそれぞれ次のとおり行うこととする。</p> <p>(一)国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、僻地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業について調査及び研究を行い、疾病または事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。</p>		
施策概要	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u> 新健康フロンティア戦略</p> <p><u>(研究)</u> 新健康フロンティア戦略</p>	<p>国の役割等とNCの位置づけ</p> <p><u>(医療)</u> 3. メタボリックシンドローム対策の一層の推進(メタボリックシンドローム克服力) (2)糖尿病から脳卒中、心筋梗塞、腎不全等の合併症への移行の阻止</p> <p><u>(研究)</u> ・メタボリックシンドローム対策・糖尿病予防の重点的推進 ・個人の特徴に応じた予防(テーラーメイド予防)の研究開発と普及</p>	<p>NCの実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u> ・高度専門・総合医療の一環としての代謝・内分泌疾患の先進的医療</p> <p><u>(研究)</u> ・糖尿病・メタボリックシンドローム及びそれらの合併症に関する体質素因の解明に関する研究</p>

		<p>・糖尿病から脳卒中、心筋梗塞、腎不全等の合併症への移行の阻止</p> <p>・国立高度専門医療センター等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の施設(医療クラスター(仮称))の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <p>・国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p>	<p>(1)病態診断の確立に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝素因、リスクファクターとしてのゲノム解析、プロテオーム解析等 <p>(2)個人の病態に応じた治療・予防指針の確立に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規創薬標的の提示 ・ 新規治療薬のスクリーニング系・モデル系 ・ 遺伝情報を活用した療養指導及び治療薬の使い分けを目標とした臨床研究 <p>・国際協力研究委託費による途上国との共同研究(途上国における生活習慣病対策として)</p>
--	--	---	---

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> 健康増進法第3条</p> <p><u>(情報発信)</u> 新健康フロンティア戦略</p> <p>健康日本21</p>	<p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター</u>等を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・<u>NC</u>を中心とした医療クラスター、中核病院、拠点医療機関との連携強化等の臨床研究・治験環境の整備を通じて、国際共同治験に組み込まれる環境を整備する。</p> <p>・医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p><u>(研修)</u> 国は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報収集・整理・分析・提供、…に努めなければならない。</p> <p><u>(情報発信)</u> ・適切な運動習慣、食生活の普及</p> <p>・糖尿病に関する知識の普及啓発</p>	<p><u>(研修)</u> ・レジデント研修 ・臨床疫学的視点からの教育(カンファレンス等)</p> <p><u>(情報発信)</u> ・メタボリックシンドローム情報をセンターホームページで発信、糖尿病との関連についても言及 ・生活習慣病教室(一般対象)の開催</p>
--	---	--	---

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

政策医療分野	国際医療協力	<p>2000年、国連は貧困削減を中心とする国際開発目標を盛り込んだ国連ミレニアム宣言を採択した。この開発目標(ミレニアム開発目標:MDGs)8つのうち3つは保健関連目標であり、これらの達成は極めて重要と位置づけられているが、多くの開発途上国においては、その達成に向けた進捗状況は必ずしも充分とは言えず、日本は国際社会から相応の貢献を求められている。</p> <p>また、輸送手段の発達等グローバル化の進む国際社会においては、HIV/エイズやインフルエンザ、SARSなどの感染症が容易に国境を越えて流行しているため、とりわけ感染症は、人類共通の地球規模の問題と認識されている。</p> <p>我が国としては、これらの援助課題につき、開発途上国、他のドナー、国際機関等と協調し、ODA大綱・中期政策に則り、日本国民を含む世界の人々の健康を守ることに貢献していく責務がある。</p>	
国の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策 ・国連ミレニアム開発目標(MDGs) ・「保健と開発」に関するイニシアティブ(平成17年6月21日 日本政府) 		
施策概要	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際ミレニアム開発目標(MDGs) <p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・ゲートウェイ戦略(2007年アジア・ゲートウェイ戦略本部報告書) 	<p>国の役割等とNCの位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの死亡率削減、妊産婦の健康の改善、HIV/AIDS、マラリアなどの疾病の蔓延防止 <p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥・新型インフルエンザなど、新興・再興感染症対策のため、WHO、各国政府、大学・研究機関等が連携して危機管理や共同研究を実施 	<p>NCの実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICAプロジェクトへの専門家派遣、無償資金協力への技術的支援、調査団、緊急援助隊派遣、プロジェクト評価 ・WHOの技術専門分野における短期コンサルタント <p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際臨床研究センターの設置 ・国際的な新興感染症の解明と克服、院内感染、バイオテロリズムへの対処

	<p>・「保健と開発」に関するイニシアティブ</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・「保健と開発」に関するイニシアティブ（平成17年6月21日 日本政府）</p> <p>・「国際協力事業評価検討会（保健医療分野）」最終報告（平成18年3月）</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・「国際協力事業評価検討会（保健医療分野）」最終報告（平成18年3月）</p>	<p>・援助の現場における調査研究、特に対策実施に資する調査研究を強化</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・保健医療体制の基盤整備に関する支援</p> <p>・国際協力に携わる人材の育成</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・国際協力データベースの構築</p>	<p>・国際医療協力に関する方法論の開発</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・国際医療協力に従事する人材の育成</p> <p>・諸外国からの研修生の受入れ</p> <p>・レジデント研修</p> <p>・国際医療協力に従事する人材の育成</p> <p>・諸外国からの研修生の受入れ</p> <p>・レジデント研修</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・国際協力案件データベースにかかる研究の実施</p>
--	--	---	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

<p>政策医療分野</p>	<p>エイズ</p>	<p>後天性免疫不全症候群や無症状病原体保有の状態(HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染しているが、後天性免疫不全症候群を発症していない状態をいう。)は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患である。また、近年の医学や医療の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきており、様々な支援体制も整備されつつある。しかしながら、我が国における発生の動向については、国及び都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)がHIV感染に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表している調査(以下「エイズ発生動向調査」という。)によれば、他の多くの先進諸国とは異なり、地域的にも、また、年齢的にも依然として広がりを見せており、特に、二十代から三十代までの若年層が多くを占めている。また、感染経路別に見た場合、性的接触がほとんどを占めているが、特に、日本人男性が同性間の性的接触によって国内で感染する事例が増加している。こうした状況を踏まえ、今後とも、感染の予防及びまん延の防止を更に強力に進めていく必要がある、そのためには、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の役割分担を明確にし、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談(カウンセリング)体制の充実を中心に、連携して重点的かつ計画的に取り組むことが最も重要であるとともに、国、地方公共団体、医療関係者、患者団体を含む非営利組織又は非政府組織(以下「NGO等」という。)、海外の国際機関等との連携を強化していくことが重要である。</p>
<p>国の責務</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。</p> <p>3 国は、感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、感染症の病原</p>	

	<p>体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>(エイズ訴訟和解確認書(抄))</p> <p>八 その他の恒久対策について</p> <p>1 厚生大臣は、引き続き原告らHIV感染者の意見を聴取しつつ、HIV感染症の医療体制の整備等につき適切な措置をとることに努める。</p> <p>2 HIV感染症の研究治療センターの設置、拠点病院の整備充実、差額ベッドの解消、二次・三次感染者の医療費、HIV感染者の身体障害者認定等の、HIV感染症の医療体制及びこれに関連する問題については、厚生省において、原告らHIV感染者と協議する場を設ける。</p>		
<p>施策概要</p>	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成18年3月2日厚生労働省告示第89号)</p>	<p>国の役割等とNCの位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、エイズ訴訟の和解に基づき、国のHIV治療の中核的医療機関として設置されたACC、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を引き続き強化する。</p> <p>・ACCの支援を原則として受ける地方ブロック拠点病院が中核拠点病院を、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院を支援するという、各種拠点病院の役割を明確にするとともに、ACCと各種拠点病院はエイズ医療情報ネットワークを通じた有機的な連携を図る。</p> <p>・外来診療におけるチーム医療、ケアの在り方についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保を図る。</p>	<p>NCの実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・全国最大・最先端のエイズ医療施設としての最新治療の実践と均てん化</p> <p>・エビデンスに基づいた治療の提供</p> <p>・病診連携を図り、患者にとって長期医療が受けやすい体制作り</p>

	<p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 <p><u>(研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 	<p><u>(研究)</u></p> <p>国立国際医療センター、国立感染症研究所、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、次のようなエイズに関する調査及び研究を積極的に進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化 ・各種治療指針等の作成等のための研究 ・疫学的調査研究及び社会科学的調査研究 ・政府間、研究者間及び NGO 等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、患者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進 <p><u>(研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者に対する研修を実施するとともに、ブロック拠点病院及び首都圏支部の中核拠点病院等のエイズ治療の質の向上を図るため、出張研修等を行う。 	<p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤耐性検査の臨床応用に関する研究 ・HIV治療のエビデンスを創生するための臨床研究 ・国内における多施設共同臨床試験の遂行 ・テーラーメイド治療を目指した臨床研究 ・病態に基づいた治療法の開発研究 ・欧米先進医療機関との共同研究 <p><u>(研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIV/AIDS患者の診療に当たる医療従事者を対象とした1週間コース、歯科コース、短期基礎コースを実施、1週間コースでは年間約100名を受け入れ ・ブロック拠点病院や中核医療機関へ出向いての出張研修 ・首都圏中核病院へ出張研修 ・HIVを含む感染症を診ることのできる若
--	---	--	--

	<p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 	<p>・我が国独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・A-net、インターネットやファクシミリにより医療情報を提供できる体制を整備する ・検査・相談の実施方法に係る指針や手引き等を作成等する ・検査・相談の利用に係る情報の周知を図る 	<p>手医師の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国における HIV 診療のサポート <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報提供 ・予防対策への情報発信 ・最先端のエイズ医療情報の提供
--	---	---	--

平成八年十一月五日

別添平成八年七月二十六日付統一要求書の各項目について、平成八年九月十九日東京・大阪両HIV訴訟原告団と厚生省との間の協議において、厚生大臣は冒頭別紙に沿った回答を口頭で行い、引き続き協議により下記の事項について厚生大臣と両原告団で確認がなされた。今後、これらの事項に関する協議内容について双方の間で疑義が生じた場合には、議事録又はテープにより再度確認を行うこととする。なお、当日時間の都合により協議を尽くせなかつたと考えられる事項を含め、恒久対策については、和解確認書に基づき、今後継続して協議を行う。

記

一 今後の協議について

薬害エイズ問題の解決のため、厚生省と両原告団の間で定期協議を行うこととする。定期協議の回数、レベル等の細目については、今後両者で協議するが、少なくとも年一回厚生大臣出席のもとでの協議を行うとともに、局長レベルおよび実務担当者レベルの出席のもとでの協議を行うものとする。

二 医療について

(1) 厚生省は、和解確認書で確認された本件被害に対する国の責任に基づき、生存被害者の原状回復に向けて、最善の努力を尽くすものとする。

(2) エイズ治療・研究開発センターは、薬害被害者救済の一環として設置されるものであり、エイズ治療の経験・能力のある適任者を配置する必要がある。そのため、同センターの立ち上げに当たっては、人的配置・今後の運営方法も含め、原告団の意見を十分考慮して進めるものとする。立ち上げ後の運営については原告団・弁護団を入れた運営委員会を設置し、原告団の意見を十分反映するものとする。

(3) 地方核病院については、八月二十三日に厚生省が示した「ブロック拠点病院について」(案)に基づき実施するものとする。国立病院の人的配置については、厚生省は、HIV治療の専門家を含め学閥にとらわれず適任者を配置できるよう原告団の意見を十分考慮するものとする。その他の病院についても、原告団の意見が十分考慮されるよう、厚生省として最大限努力するものとする。

三 遺族弔慰事業について

厚生省は、原告団が今後の薬害防止の観点からとりわけ薬害エイズの資料館の設置や薬害エイズの碑の設立を強く要求している趣旨を十分考慮し、被害者への鎮魂・慰霊の措置の具体化について鋭意協議する。原告団の遺族に関する要求については、実務担当者として原告団による協議の場を設け、その具体化についてさらに検討する。

四 手当について

厚生省の実務担当者として原告団による協議の場を設け、手当をめぐる諸問題の協議を行う。その中で、厚生省は身体障害者認定問題、健康管理費用の支給対象の拡大・支給額の拡充等について必要な検討を行う。

厚生省薬務局長

丸山 晴

東京HIV訴訟原告団・弁護団

大阪HIV訴訟原告団・弁護団

(注) 東京・大阪両HIV訴訟原告団と厚生省との協議について

日時 平成八年九月十九日 午前十一時から午後一時

場所 厚生省 厚生大臣室

参加者 厚生省 菅直人厚生大臣、丸山晴男薬務局長、伊藤雅治審議官ほか

立会人

原告団 東京 団長ほか八十四名

大阪 団長ほか八名

弁護団

東京 六名

大阪 四名

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

政策医療分野	肝疾患	<p>肝炎対策については、国又は地方公共団体において、従来より検査体制の充実、治療法の研究開発、国民に対する普及啓発・相談指導の充実など様々な対策に取り組んできた。平成14年からは、「C型肝炎等緊急総合対策」が開始され、特に新たな抗ウイルス薬の開発、医療保険上の承認、老健健診・政府管掌健康保険等の健診の場での肝炎ウイルス検査の導入など肝炎対策が一層強化されてきた。</p> <p>一方で、健診受診率が低いこと、肝炎ウイルス検査で要診療と判断された者が医療機関を受診しないこと、また、たとえ医療機関を受診しても、必ずしも適切な医療が提供されていないという問題点が指摘されている。</p> <p>これらの問題点を解決するため、平成17年度に開催された「C型肝炎等に関する専門家会議」の報告書「C型肝炎対策等の一層の推進について」を受け、平成18年度より感染症対策特別促進事業の中に各都道府県における肝炎診療協議会の設置が盛り込まれた。</p>	
国の責務	「C型肝炎対策等の一層の推進について」(平成17年7月27日C型肝炎等に関する専門家会議)		
施策概要	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・「C型肝炎対策等の一層の推進について」(平成17年7月27日C型肝炎等に関する専門家会議)</p>	<p>国の役割等とNCの位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・肝炎の診断と治療に関するガイドライン等により肝炎医療水準の向上と均てん化を図る。</p>	<p>NCの実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・高度専門・総合医療の一環としての肝疾患の先駆的医療(治験を積極的に導入した慢性肝炎に対する抗ウイルス療法、肝硬変の門脈圧亢進症に対する放射線科的インターベンション、肝癌に対するラジオ波焼灼療法・肝動注療法等)</p>

	<p><u>(研究)</u> ・「C 型肝炎対策等の一層の推進について」</p> <p><u>(研修)</u> ・「C 型肝炎対策等の一層の推進について」</p> <p><u>(情報発信)</u> ・「C 型肝炎対策等の一層の推進について」</p>	<p><u>(研究)</u> 国立国際医療センター、国立感染症研究所、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、次のような肝炎に関する調査及び研究を積極的に進めていく。 ・C 型肝炎ウイルスの複製機構、持続感染機構の解明等による新たな治療法、治療用ワクチンの開発 ・感染防止マニュアルの見直し、改訂</p> <p><u>(研修)</u> ・肝炎の専門医の育成、かかりつけ医に対する研修を実施するなど、肝炎の診療に関わる人材の育成に努める ・医療従事者を対象とした専門的研修会の開催及び各都道府県の肝疾患診療連携拠点病院が実施する医療従事者を対象とした研修についての技術的支援を行う。</p> <p><u>(情報発信)</u> ・各都道府県においては、肝疾患診療連携拠点病院が医療従事者や地域住民を対象に肝疾患診療に係る情報提供、相談支援等を行う。</p>	<p><u>(研究)</u> ・肝炎等克服緊急対策研究事業(厚生労働科学研究費補助金)に分担研究者として参加 ・C 型肝炎ウイルス関連の慢性肝炎、肝硬変、肝細胞癌の治療に関する多施設共同臨床治験への参加。</p> <p><u>(研修)</u> ・レジデント研修 ・臨床研究を遂行させるための教育(統計技法の習得、カンファレンス等)</p> <p><u>(情報発信)</u></p>
--	--	--	---

	<p>・「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」 (平成 19 年 1 月 26 日全国 C 型肝炎対策医療懇話会報告書)</p>	<p>・肝炎対策の均てん化をより一層推進する観点から、我が国の感染症医療の中核となっている国の医療機関において肝炎対策の中核的役割を付与することについて検討すべきである。</p> <p>・国においては、肝疾患診療連携拠点病院間における情報共有の支援及び医療従事者に対する肝炎診療に係る最新情報等の提供を行う。</p>	
--	--	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

<p>政策医療分野</p>	<p>感染症</p>	<p>明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間の感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エボラ出血熱やエイズ、SARS、H5N1鳥インフルエンザ等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症が出現している。</p> <p>このような状況の変化に対応するため、過去の伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組みを抜本的に見直し、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。</p>
<p>国の責務</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。</p> <p>3 国は、感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、感染症の病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。</p>	

	<p>感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 (平成十一年四月一日厚生省告示第百十五号)</p> <p>五 国及び地方公共団体の果たすべき役割</p> <p>1 国及び地方公共団体は、施策の実施に当たり、相互に連携を図りつつ、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。</p>		
<p>施策概要</p>	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成 11 年 4 月 1 日厚生省告示第 115 号)</p>	<p>国の役割等と NC の位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国が技術的援助等の役割を積極的に果たす</p> <p>・特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び<u>国立国際医療センター</u>との連携体制の構築をしていく必要がある。</p> <p>・厚生労働大臣は、今後の国内における新感染症の発生及び海外から国内への侵入の可能性等を総合的に勘案して、特定感染症指定医療機関を国内に数ヶ所指定することとする。</p>	<p>NC の実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・世界の三大感染症に対応する医療：世界の三大感染症といわれる、結核、マラリア、エイズに対し、呼吸器科、国際疾病センター、エイズ治療研究開発センター、国際医療協力局、研究所等が横断的に連携し、わが国で最高水準の医療を提供している。</p> <p>・国際疾病センター(DCC)の設置：新興感染症、国際的感染症、輸入感染症の診療を統括する組織として 2004 年、DCC を設立。</p> <p>・特定感染症指定病床の運営：全国で 340 ある感染症指定医療機関の中でも、最も危険度の高い新感染症を扱う特定感染症指定医療機関として、指定病床の管理運営を担当。2003 年には数名の SARS(重症急性呼吸器症候群)疑い患者を診療し</p>

	<p>・インフルエンザに関する特定感染症予防指針(平成11年12月21日厚生省告示第247号)</p> <p>・新型インフルエンザ対策行動計画(鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議、平成19年3月再改訂)</p>	<p>・特別な技術が必要とされる検査については、<u>国立感染症研究所、国立国際医療センター</u>、大学の研究機関、地方衛生研究所等が相互に連携を図って実施していくこと</p> <p>・国及び都道府県等は、実際にインフルエンザが大流行して多数の患者が発生した場合を想定して、緊急時の医療提供体制をあらかじめ検討しておくこと</p> <p>・国立感染症研究所は、収集された情報等の分析及び当該地域における緊急的な疫学調査を行うとともに、<u>国立国際医療センター</u>、大学等の研究機関と連携して、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等に関する技術的支援を行う。</p> <p>・新型インフルエンザの診断及び治療方法等を確立させ、それを各医療機関に周知徹底を図り、早期治療等を実施させるとともに、それらを元に、新型インフルエンザが疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者の健康管理、患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザ薬の予防投</p>	<p>た実績を持つ。</p> <p>・新興感染症への対応：今後出現が予想される新感染症に備え、診療体制を確立し訓練を実施。現時点では、わが国にも甚大な被害をもたらすことが予想される新型インフルエンザ対策が第一の標的。</p>
--	---	---	--

	<p><u>(研究)</u> ・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針</p> <p>・インフルエンザに関する特定感染症予防指針</p> <p><u>(研修)</u> ・感染症の予防の総合的な推進を図るための</p>	<p>与・ワクチン接種による院内感染対策を実施し、二次感染防止を行う。</p> <p><u>(研究)</u> ・都道府県知事等が積極的疫学調査を実施する場合には、必要に応じて国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施していくことが重要であり、協力の求めがあった場合は、国や関係する地方公共団体は必要な支援を積極的にしていくことが必要である。</p> <p>・国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>、国立保健医療科学院、検疫所、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、感染症に関する調査及び研究を積極的に進めていくこと</p> <p>・国及び都道府県等は、このような観点から、インフルエンザ研究の基盤整備を推進すること</p> <p><u>(研修)</u> ・国立保健医療科学院、国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>等におい</p>	<p><u>(研究)</u></p> <p>・SARS に関する緊急研究(早期発見、感染対策、診療体制の確立等)。</p> <p>・鳥インフルエンザに関する研究(早期発見、病理研究、治療研究、診療体制確立のための研修システムの確立等)。これらを、新型インフルエンザの治療研究などに連動させる。</p> <p>・マラリア等輸入感染症の治療に関する研究</p> <p>・新型インフルエンザ対策ガイドライン作成。</p> <p><u>(研修)</u> ・医師の卒後研修:新興再興感染症、輸入感染症に対応できる医師養成のための卒後研修の実施</p>
--	--	---	--

	<p>基本的な指針</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 <p>・インフルエンザに関する特定感染症予防指針</p>	<p>て、感染症に関する講習会を行うとともに、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナーや海外にこれらの者を派遣するといった取組を行っていく</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うこと <p>・国は、予防接種の意義、有効性、副反応等やインフルエンザの一般的な予防方法、流行状況等に関する国民の疑問に的確に答えていくため、関係団体と連携を図り、情報提供体制及び相談機能を強化していくべき</p>	<p>(病院全体)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際感染症等専門家養成研修：国内の専門家養成のための研修の実施(国際医療協力局)。 ・熱帯感染症研修：海外拠点病院との間で医師の短期交換留学を実施し熱帯感染症に対応できる臨床医を育成(DCC)。 ・e-medicine(電子遠隔診療システム)を用いた海外拠点病院との情報交換、研修の実施(DCC)。 <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関：首都圏感染症指定医療機関連絡会を主催し、感染症に関する情報を発信。 ・対外的な講演会の実施：時宜を得た講演会の開催により、感染症に関する啓発活動を実施。最近では新型インフルエンザ、狂犬病、麻疹などに関する講演会を実施。 ・各種講演会、研究会、セミナー、地方自治体研究会等に講師を派遣し、感染症に関する情報を発信。 <p>・インターネットを介したインフルエンザに関する情報発信。(DCC)</p>
--	--	--	---

		<p>・国は、関係団体と連携を図り、医療関係者からの相談にも応じられるよう相談機能の強化を図るべき</p>	
--	--	---	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

⑤国立成育医療センター

政策医療分野	成育医療 (周産期医療)	健やか親子21において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、及び小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備が課題として掲げられている。また、新健康フロンティア戦略において、子どもを守り育てる健康対策が柱の一つとされている。
国の責務	<p>母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。</p> <p>次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号) (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p> <p>発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする</p> <p>医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示第七十号)</p> <p>二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割</p> <p>1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県がそれぞれ次のとおり行うこととする。</p> <p>(一)国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、僻地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業について調査及び研究を行い、疾病または事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。</p>	

施策概要	施策の基礎となる法令、指針等	国の役割等と NC の位置づけ	NC の実施している主な事業
	<p><u>(医療)</u> 発達障害者支援法第 3 条</p> <p>・少子化社会対策大綱 (平成 16 年 6 月閣議決定)</p> <p>・健やか親子 21</p>	<p><u>(医療)</u></p> <p>・国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療体制を含め、小児医療の充実を図る。</p> <p>・周産期医療のためのネットワーク整備など、周産期医療体制を充実</p> <p>・不妊治療の倫理面・技術面、医療機関の体制整備などの課題に取り組む。</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>における児童・思春期精神科の充実</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>における子どもや周産期のメンタルヘルスへの対応</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>における、生殖補助医療技術を使用した医療体制の整備、及び小児医療体制の整備</p>	<p><u>(医療)</u></p> <p>・早期発見・早期治療等発達障害に対する臨床の実践と研究</p> <p>・周産期・小児救急ネットワーク構築による救急医療強化およびモデル医療の推進</p> <p>・チーム医療および中央診療部門を強化したモデル的成育医療の推進</p> <p>・不妊・不育/産科医療の標準化</p> <p>・こころの疾患に対する研究および治療法の開発</p> <p>・慢性疾患の子どもと家族への生涯を通しての心身ケアの確立</p> <p>・不妊・不育/産科医療の標準化</p> <p>・チーム医療および中央診療部門を強化したモデル的成育医療の推進</p>

	<p>・新健康フロンティア戦略(平成 19 年 4 月 18 日 新健康フロンティア戦略賢人会議)</p> <p><u>(研究)</u> 母子保健法第 20 条の 3</p> <p>・少子化社会対策大綱</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>・周産期医療提供体制の整備 ・小児医療提供体制などの充実 ・発達障害児等を支援する体制の構築</p> <p><u>(研究)</u> ・乳児及び幼児の障害の予防のための研究 その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進</p> <p>・不妊治療の倫理面・技術面、医療機関の体制整備などの課題に取り組む。</p> <p>・「女性のニーズに合った医療」に関する研究の推進</p> <p>・先進的予防・診断・治療技術の開発</p> <p>・医療・福祉技術のイノベーション(研究開</p>	<p>・周産期・小児救急ネットワーク構築による救急医療強化およびモデル医療の推進 ・チーム医療および中央診療部門を強化したモデル的成育医療の推進 ・成育医療における遠隔医療の実践</p> <p><u>(研究)</u> ・性分化・成長障害、先天代謝異常、奇形症候群の病因究明と診断システムの開発 ・小児がんの分子病態の究明、治療法の開発、中央診断機能、検体センター機能 ・小児超希少疾患および難治性疾患の治療法開発 ・小児慢性特定疾患のデータベース</p> <p>・不妊・不育の原因究明と確実で安全な不妊治療法の開発および安全性の評価 ・成育生命倫理の確立</p> <p>・不妊・不育の原因究明と確実で安全な不妊治療法の開発および安全性の評価</p> <p>・ヒトES細胞樹立と使用研究 ・胎児医療、移植医療、再生医療の開発</p> <p>・臨床試験・治験の実施・推進による適切</p>
--	---	---	--

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> 発達障害者支援法第23条</p>	<p>発力)</p> <p>世界に先駆けて超高齢化社会に突入する日本において、その基盤となる研究開発力の向上を図る必要がある。</p> <p>①医薬等ベンチャー・基盤産業対策支援</p> <p>ア ベンチャーと医療機関の共同研究を行い、トランスレーショナルリサーチを実施 など</p> <p>②実用化における臨床現場と産学との融合推進</p> <p>ア <u>NC等中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の医療クラスター(仮称)の整備</u>を行い、臨床研究推進のための体制を整備</p> <p>イ 国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p> <p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター等</u>を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p><u>(研修)</u> ・国及び地方公共団体は、発達障害者に</p>	<p>な予防・診断・治療法の確立</p> <p>・小児難治性疾患等や実施困難な領域等の臨床研究推進</p> <p>・小児・周産期疾患に対する医薬品の開発推進</p> <p><u>(研修)</u> ・総合的診断能力の優れた小児科医、産</p>
--	--	---	--

	<p>・少子化社会対策大綱</p> <p>・健やか親子21</p> <p>・子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会</p>	<p>対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・小児科研修の充実を図る。</p> <p>・子どもの心の健康に対応できる小児科医の養成</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>等、研修受入れ施設は、多様な専門的研修内容の充実や質の向上に努める</p>	<p>科医、子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p>・発達障害に関する研修</p> <p>・総合的診断能力の優れた小児科医、(産科医、)子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p>・小児科医、小児関連外科医、麻酔科医等の専門医・指導医の研修・育成</p> <p>・成育臨床研究を立案・実施・支援できる医療スタッフの研修・育成</p> <p>・総合的診断能力の優れた小児科医、(産科医、)子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p>・総合的診断能力の優れた小児科医、産科医、子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p>・小児科医、小児関連外科医、麻酔科医等の専門医・指導医の研修・育成</p> <p>・成育臨床研究を立案・実施・支援できる医療スタッフの研修・育成</p> <p>・専門性の高いコメディカルスタッフの研</p>
--	---	--	---

	<p>・新健康フロンティア戦略</p> <p><u>(情報発信)</u> 発達障害者支援法第19条第2項</p> <p>・発達障害者支援法第19条第2項</p> <p>・発達障害者支援法第21条</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>・産科、小児科医師の確保・育成 ・子供の心の診療医の養成</p> <p><u>(情報発信)</u> ・前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。</p> <p>・国及び地方公共団体は前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。</p> <p>・国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>を中核とした「女性のニーズに合った医療」に関する情報提供</p>	<p>修・育成</p> <p>・総合的診断能力の優れた小児科医、産科医、子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・妊娠と薬及び小児薬物療法に関する情報収集 ・妊娠と薬事業等による安心・安全なくすり情報発信 ・新生児・周産期、小児慢性特定疾患、不妊等のデータベース構築</p>
--	---	---	---

	<p>・少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)</p>	<p>・発達障害児に関する国民全体の理解の促進</p> <p>・全国的ネットワークを構築し、<u>国立成育医療センター</u>を拠点として、臨床・研究・情報発信等において、各医療機関と連携・協力することにより、地域において質の高い医療を受けられる体制を整備</p>	<p>・先端成育医療・研究の情報提供と解説</p> <p>・成育医療に係る医療機関等における診療情報の把握と分析</p> <p>・成育医療に係る各種相談事業などの展開</p>
--	---	--	---

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

⑥国立長寿医療センター

政策医療分野	長寿医療	わが国の高齢者医療制度や介護制度は、昭和 38 年の老人福祉法の制定以降、人口の急速な高齢化が進む中で、その時代、時代の要請に応えながら発展してきたところであり、介護保険制度の成立(平成 12 年)とその見直し(平成 18 年)とともに、第 164 回国会においては、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設されることとなったところ。
国の責務	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (国の責務) 第三条 国は、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組が円滑に実施され、高齢者医療制度(第三章に規定する前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。)の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。</p> <p>高齢社会対策基本法 (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策(以下「高齢社会対策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第二条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会</p> <p>(国の責務) 第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	

施策概要	施策の基礎となる法令、指針等	国の役割等とNCの位置づけ	NCの実施している主な事業
	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策大綱(平成13年12月28日閣議決定) ・医療制度改革(平成17年12月1日閣議決定) ・健康フロンティア戦略 ・新健康フロンティア戦略(平成19年4月18日 新健康フロンティア戦略賢人会議) 	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制については、限られた資源をもっとも有効に活用できる体制を構築し、情報の開示に基づく患者の選択を尊重しながら、医療の質の向上と効率化を図り、国民の医療に対する安心と信頼を確保する。 ・終末期医療の患者に対する在宅医療の充実 ・高齢者の心身の特性等にふさわしい医療の提供 ・切れ目のないリハビリテーションの推進、医療と介護のリハビリテーションの連携強化 ・地域包括支援センターやかかりつけ医、認知症サポート医、介護サービス事業所、専門医療機関等が幅広く連携した支援体制の構築 ・認知症の方に対する医療の提供 ・運動や食事等の骨粗鬆症予防に関する 	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の心身の特性に配慮した全人的・包括的医療の実現 ・高齢者の急性期医療モデルの確立 ・在宅医療の推進 ・リビングウィルの推進 ・高齢者総合的機能評価(CGA)等による、高齢者の特性の評価とそれに基づく医療の提供 ・認知症の早期診断と標準的な治療法の開発・普及 ・認知症の早期診断と標準的な治療法の開発・普及

	<p>・後期高齢者医療のあり方に関する基本的な考え方(平成19年4月11日社会保障審議会後期高齢者医療のあり方に関する特別部会)</p> <p><u>(研究)</u></p> <p>・健康フロンティア</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>普及啓発と適切な治療の提供</p> <p>・後期高齢者に特有の心身の特性等を踏まえ、これにふさわしい医療を提供する</p> <p><u>(研究)</u></p> <p>・老化及び老化抑制機能の解明</p> <p>・認知症高齢者のリハビリテーション技術の確立</p> <p>・認知症の方の自立を支援するシステムを開発・実用化</p> <p>・魅力ある介護予防プログラムや支援ツールの開発・普及</p> <p>・変形性関節症、腰部脊柱管狭窄症の予防、検診、治療等の研究開発・実用化</p> <p>・在宅医療技術の総合開発</p> <p>・<u>国立高度専門医療センター</u>等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の施設(医療クラス</p>	<p><u>(研究)</u></p> <p>・長期縦断的疫学調査の推進</p> <p>・認知症の早期診断と標準的な治療法の開発・普及</p> <p>・アルツハイマー病の予防・早期診断・新規治療薬の開発</p> <p>・骨粗鬆症の客観的診断法と標準的な治療法の開発・普及</p> <p>・肺炎、排尿障害等の高齢者に多い病態に対する診断・治療法の開発・普及</p> <p>・骨粗鬆症・尿失禁の早期診断・治療法の開発</p> <p>・医療工学的アプローチによる医療・介護に関する質の向上</p>
--	---	---	---

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> ・健康フロンティア戦略</p> <p><u>(情報提供)</u> ・新健康フロンティア戦略</p>	<p>ター(仮称))の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究員の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <p>・国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p> <p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター</u>等を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・医療クラスター、治験中核病院・治験拠点医療機関等について、共通のネットワークを形成し、臨床への橋渡し研究や治験・臨床研究の計画が実施されるよう調整される体制を構築する。</p> <p><u>(研修)</u> ・認知症ケア研究・研修の推進</p> <p><u>(情報提供)</u> ・科学的根拠(エビデンス)に基づいた介護予防情報の収集・分析・提供 ・運動や食事等の骨粗鬆症予防に関する普及啓発と適切な治療の提供</p>	<p><u>(研修)</u> ・長寿医療専門医師の養成</p> <p><u>(情報提供)</u> ・長寿医療に関する情報発信及びデータベース化の構築 ・認知症の標準医療に関する普及啓発</p>
--	---	--	--